

傍聴要領

名張市空家等対策推進協議会

1. 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、受付で傍聴受付簿に住所・氏名を記入してください。
- (2) 傍聴を希望する者が傍聴人の定員を超える場合は、先着順により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴者は係員の指示に従って会場に入ってください。

2. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は次の事項を守ってください。

- (1) 指定された傍聴席に座り、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議開催中は静かに傍聴し、会議場における委員等の発言に対して、拍手、その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (3) 会議場において発言等しないこと。
- (4) はち巻、腕章等を着用し、又は旗、プラカード等を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (5) 会議場において、喫煙をしないこと。
- (6) 会議場において、会長の許可なく写真、ビデオ撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (7) その他、会議場の秩序を乱し、会議の妨げとなるような行為をしないこと。
- (8) 会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場してください。

3. 会議場の秩序の維持

- (1) 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が上記2の事項に違反したときは、これを注意し、なお、これに従わないときは退場していただくこととなります。